

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	健康増進事業		事業の概要	健康な生活を維持できるように疾病の早期発見、早期治療を促進するため、一般健診及び各種がん検診、骨粗しょう症検診等を実施します。日本人の死因の1位はがんであり、若い世代の早世を予防することが重要であることから、がん検診の受診率向上に努め、各種がん検診（肺・胃・大腸・子宮・乳房・前立腺）、胸部CT検診を実施します。さらに、生活習慣病の重症化予防を図ります。	目標指標名	がん検診受診率	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	20%	
基本施策	1 健康・医療の充実				数値目標以外		
個別施策	1 健康づくりの推進				目標値算出の考え方	受診者/対象者×100	
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課	性質別	義務的事業	根拠法令等	健康増進法	
区分	継続	事業期間	平成	8年	～	年	

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	健康は幸せに生きるための基本であり、心身ともにいきいきと生活を送るために最も大切なものです。市民の健康寿命を延ばすための対策として、健診・検診を実施しました。 R3年度実績 肺がん：10.9% 胃がん：1.9% 大腸がん：6.0% 子宮頸がん：5.8% 乳がん：9.3% 前立腺がん：4.7% 胸部CT：0.3%			健康の保持増進のために特定健診・がん検診を実施します。受診率の向上のための受診勧奨を図り、がんの早期発見、早期治療につなげます。また、生活習慣病の重症化予防により、健康寿命の延伸に努めます。			健康の保持増進のために特定健診・がん検診を実施します。受診率の向上のための受診勧奨を図り、がんの早期発見、早期治療につなげます。また、生活習慣病の重症化予防により、健康寿命の延伸に努めます。			健康の保持増進のために特定健診・がん検診を実施します。受診率の向上のための受診勧奨を図り、がんの早期発見、早期治療につなげます。また、生活習慣病の重症化予防により、健康寿命の延伸に努めます。			健康の保持増進のために特定健診・がん検診を実施します。受診率の向上のための受診勧奨を図り、がんの早期発見、早期治療につなげます。また、生活習慣病の重症化予防により、健康寿命の延伸に努めます。		
指標の年度ごと目標値等	20%			20%			20%			20%			20%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	32,959千円	県補	1,346千円	35,388千円	県補	1,332千円	41,247千円	県補	1,346千円	41,247千円	県補	1,346千円	41,247千円	県補	1,346千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入	4,622千円		他収入	4,889千円		他収入	4,829千円		他収入	4,829千円			
一財		26,991千円	一財		29,167千円	一財		35,072千円	一財		35,072千円				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	0.3%～9.3%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	がん検診の啓発普及の対象者を検討をします。地域の企業と連携により受診勧奨等を検討し、受診者の増加に努めます。			事業の方向性	財源について		備考		
	R3年度は各種がん検診の受診率が0.3%～9.3%でした。R2年度との比較では、胸部CTを除き、すべてのがん検診の受診率は増加しています。胸部CTは毎年受診の必要が無く、5年間隔の受診が推奨されているため、受診勧奨も同様にしました。					新規採択	拡大				
						現状維持	○	計画通り		○	
						見直して継続		削減			
						拡充	/				
						改善					
						縮小					
						統合					
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	がん検診推進事業			事業の概要	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業で、特定の年齢の対象者に無料クーポン券を送付し、がん検診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療を促します。この事業は市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方、子宮頸がんは20歳・乳がんは40歳に検診手帳及び無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進と勸奨を図るとともに、正しいがんの知識の普及啓発を図り、健康の保持及び増進を目的とします。また、市独自に対象を設定し胃がん検診は50歳、大腸がんは40歳から60歳まで5歳刻みで無料クーポン券を送付し、受診率の向上を図ります。	目標指標名	がん検診受診率		
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり					数値目標	40%		
基本施策	1 健康・医療の充実					数値目標以外			
個別施策	1 健康づくりの推進					目標値算出の考え方	受診者数/対象者数×100		
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課		性質別	任意的事業	根拠法令等	健康増進法		
区分	継続	事業期間	平成 21 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を実施し、特定の年齢を対象に女性特有のがんである乳がん、子宮頸がんの無料クーポン券を送付し、がん検診費用を補助しました。市独自で胃がん、大腸がん検診も同様に検診費用を補助しました。令和3年度国庫補助率1/2で477千円。 ○新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実績 20歳女性：子宮頸がん検診：8.4% 40歳女性：乳がん検診：28.3% ○市独自の無料クーポン検診実績 50歳：胃がん検診：2.1% 40・45・50・55・60歳：大腸がん検診：10.9%			女性特有のがんである子宮頸がん・乳がんと大腸がん・胃がんの無料検診を実施することでがん検診の普及啓発に努めます。また、クーポン券の送付時に、各種がん検診の受診勸奨を行います。			女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診、大腸がん・胃がんの無料検診を実施することでがん検診の普及啓発に努めます。また、クーポン券の送付時に、各種がん検診の受診勸奨を行います。			女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診、大腸がん・胃がんの無料検診を実施することでがん検診の普及啓発に努めます。また、クーポン券の送付時に、各種がん検診の受診勸奨を行います。			女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診、大腸がん・胃がんの無料検診を実施することでがん検診の普及啓発に努めます。また、クーポン券の送付時に、各種がん検診の受診勸奨を行います。		
指標の年度ごと目標値等	40%			40%			40%			40%			40%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	470千円	予算額	国補	476千円	予算額	国補	504千円	予算額	国補	504千円	予算額	国補	504千円
	2,918千円	県補		3,202千円	県補		3,596千円	県補		3,596千円	県補		3,596千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	2,448千円		一財	2,726千円		一財	3,092千円		一財	3,092千円		一財	3,092千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	2.4%～10.9%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	がん検診を継続的に実施することで、受診率向上、早期発見、早期治療につないで、がんの死亡者数を減少させることが重要であるため、感染対策を講じた受診環境の提供と、啓発普及の対象者・方向性を検討します。			事業の方向性	財源について		備考		
	がん検診受診率は、新型コロナウイルス感染症の発生から医療機関検診、集団検診ともに受診控えをする人が増加したことで、がん検診受診者数が減少していることから、がん検診受診の機会提供と、安全な受診環境、各種感染対策を講じて実施しました。						新規採択	拡大			
							現状維持	○		計画通り	○
							見直して継続			削減	
							拡充				
							改善				
							縮小				
		統合									
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	予防接種事業（子宮頸がん等ワクチン接種事業）			事業の概要	乳幼児期に感染すると重篤な状態に至る感染症の流行を予防するため、ヒブ・肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を行う。また、思春期の女子に接種することで子宮頸がんの罹患を予防するため、子宮頸がんワクチンの定期予防接種を行う。 ・市が委託した医療機関（市内・県内）において個別接種で実施。 ・ヒブ・肺炎球菌においては生後2か月頃、子宮頸がんワクチンにおいては小学6年生（女子）に予防接種の案内を行い接種勧奨を行う。	目標指標名	予防接種率(%)		
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり					数値目標	100%（接種者数/対象者×100）※接種回数（1～4回）の平均		
基本施策	1 健康・医療の充実					数値目標以外			
個別施策	1 健康づくりの推進					目標値算出の考え方	感染後の重篤な状態や地域の感染拡大を予防するためには、接種対象者全員が接種することが望ましいため。		
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課		性質別	義務的事業	根拠法令等	予防接種法		
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	感染した場合の重症化、地域での感染拡大予防のため、ヒブ・肺炎球菌ワクチン予防接種を実施。 ・妊娠届出時、予防接種の重要性、有効性について説明し、生後2か月頃に個別通知で接種勧奨。 ・市が委託した市内・県内の医療機関において個別接種で実施。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。 子宮頸がんワクチン接種においては、接種後の副反応の問題により、積極的勧奨を控えているが、接種を希望する対象者へ説明し同意を得た者へ接種を行った。			感染した場合の重症化、地域での感染拡大予防のため、ヒブ・肺炎球菌ワクチン予防接種を実施。 ・妊娠届出時、予防接種の重要性、有効性について説明し、生後2か月頃に個別通知で接種勧奨。 ・市が委託した市内・県内の医療機関において個別接種で実施。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。 子宮頸がんワクチン接種においては、個別通知で本人・保護者への接種再開の情報提供及び接種勧奨を行う（キャッチアップ接種対象者：約1,200人）			感染した場合の重症化、地域での感染拡大予防のため、ヒブ・肺炎球菌ワクチン予防接種を実施。 ・妊娠届出時、予防接種の重要性、有効性について説明し、生後2か月頃に個別通知で接種勧奨。 ・市が委託した市内・県内の医療機関において個別接種で実施。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。 子宮頸がんワクチン接種においては、個別通知で本人・保護者への接種再開の情報提供及び接種勧奨を行う（キャッチアップ接種2年目）			感染した場合の重症化、地域での感染拡大予防のため、ヒブ・肺炎球菌ワクチン予防接種を実施。 ・妊娠届出時、予防接種の重要性、有効性について説明し、生後2か月頃に個別通知で接種勧奨。 ・市が委託した市内・県内の医療機関において個別接種で実施。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。 子宮頸がんワクチン接種においては、個別通知で本人・保護者への接種再開の情報提供及び接種勧奨を行う（キャッチアップ接種終了）			感染した場合の重症化、地域での感染拡大予防のため、ヒブ・肺炎球菌ワクチン予防接種を実施。 ・妊娠届出時、予防接種の重要性、有効性について説明し、生後2か月頃に個別通知で接種勧奨。 ・市が委託した市内・県内の医療機関において個別接種で実施。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。 子宮頸がんワクチン接種においては、個別通知で本人・保護者へ接種勧奨を行う。		
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%			100%			100%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	17,362千円	県補	0千円	18,047千円	県補	0千円	35,345千円	県補	0千円	35,345千円	県補	0千円	35,345千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	17,362千円		一財	18,047千円		一財	35,345千円		一財	35,345千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	ヒブ：98.4% 肺炎球菌：98.0% 子宮頸がん：25.9%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	ヒブ・肺炎球菌ワクチンにおいては、罹患した場合の重症化や地域での感染拡大予防のため、あらゆる機会（妊娠届出時、新生児・2か月児訪問、4か月健診・育児相談等）を通じて予防接種の重要性及び有効性について説明を行う。その際、接種状況・スケジュールの確認を行い、接種率の向上を図る。 R4年度から3年間の救済措置として、子宮頸がんワクチン未接種者へのキャッチアップ接種を実施。対象者（H9.4.2生～H17.4.2生）へ個別通知で接種勧奨を行う。			事業の方向性		財源について		備考	
	ヒブ・肺炎球菌においては、同時接種を希望する保護者が大半のため、いずれの接種においても100%を超え、接種率の向上が図れている。子宮頸がんワクチンについては、少数ではあるが接種希望者が接種を行うことができ、個人の感染予防につながっている。 課題として、ヒブ・肺炎球菌においては予防接種の重要性及び有効性について、あらゆる機会を通じて保護者へ説明を行い、接種勧奨を行っていく。また接種が進んでいない対象者については、継続して接種の相談・支援を行っていく。 子宮頸がんワクチンにおいては、R4.4月から接種が再開されるため、対象者へワクチン接種の重要性・有効性等、情報提供し接種勧奨を行う。	新規採択					拡大				
		現状維持				○	計画通り		○		
		見直して継続					削減				
						拡充					
						改善					
	縮小										
	統合										
休止・廃止											
不採択											

事業の優先度・総合評価

事業名： 予防接種事業（子宮頸がん等ワクチン接種事業）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	妊産婦・乳児一般健康診査事業		事業の概要	妊産婦健康診査の重要性、必要性は高まっている。このため、妊産婦が健診費用を心配せず必要な回数の健診を受けられるように公費負担とする。妊産婦の心身の健康管理の充実及び妊娠・出産・産後に係る経済的負担の軽減を図るとともに、少子化対策の一環として安心して妊娠・出産ができる体制を確保する。 ①妊婦健診（14～16回）②産婦健診（2回：2週間・1か月）③乳児健診（3回：1か月・6～7か月・9～10か月児）	目標指標名	妊産婦健康診査受診率	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	診者数/受診票交付件数②産婦健診：受診者数/（出生数×2）③乳児健診：受診者数/（出生数×2）	
基本施策	3 社会保障の充実				数値目標以外		
個別施策	1 社会保障の充実				目標算出の考え方	子育て世代の経済的負担の軽減や妊娠中や出生・産後の異常の早期発見のためには、対象者全員が健診を受診することが望ましいため。	
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課	性質別	義務的事業	根拠法令等	母子保健法	
区分	継続	事業期間	平成 20 年 ～ 年				

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5年度		令和6年度		令和7年度			
	県内医療機関へ委託し下記の健診の公費負担を行った。 ①妊婦健診（14～16回）：受診率74.7% ②産婦健診（2回）：受診率91.0% ③乳児健診（3回） 1か月：受診率：96.7% 6.7か月：受診率83.2% 9・10か月：受診率76.9% 妊婦健診においては、公費負担回数を14回としていたが16回へ拡充した。			県内医療機関へ委託し下記の健診の公費負担を行う。 ①妊婦健診（16回）② 産婦健診（2回）③ 乳児健診（3回） 妊娠届出においては、必ず保健師が面接で要支援妊婦のスクリーニングを行い、妊娠から出産産後の支援を行う。			県内医療機関へ委託し下記の健診の公費負担を行う。 ①妊婦健診（16回）② 産婦健診（2回）③ 乳児健診（3回） 妊娠届出においては、必ず保健師が面接で要支援妊婦のスクリーニングを行い、妊娠から出産産後の支援を行う。			県内医療機関へ委託し下記の健診の公費負担を行う。 ①妊婦健診（16回）② 産婦健診（2回）③ 乳児健診（3回） 妊娠届出においては、必ず保健師が面接で要支援妊婦のスクリーニングを行い、妊娠から出産産後の支援を行う。		
指標の年度ごと目標値等	①～③100%		①～③100%		①～③100%		①～③100%		①～③100%			
事業の優先度					A+							
事業費	決算額	国補	1,788千円	予算額	国補	945千円	予算額	国補	997千円	予算額	国補	997千円
	23,203千円	県補	0千円	22,225千円	県補	0千円	21,302千円	県補	0千円	21,302千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	21,415千円		一財	21,280千円		一財	20,305千円		一財	20,305千円

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績	①74.7% ②91.0% ③85.6%	令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A+		事業の方向性	財源について	備考	
	妊産婦健診・乳児健診等の定期健診の公費負担を行うことにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図れた。また妊産婦・乳児の受診確保を図ることができ、母体や乳児の心身の異常の早期発見及び早期治療につながった。課題として、妊娠届出の約1/4が要支援妊婦であり、妊娠から出産・育児と継続的な支援を必要になる。産科医療機関や関係機関との連携により、切れ目のない支援が必要となっている。		妊産婦健診・乳児健診等の定期健診の公費負担の継続して行い、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。健診の機会を確保することにより、妊産婦・乳児の心身の異常の早期発見及び早期治療につながる。今後も妊娠届出において要支援妊婦のスクリーニングを行い、関係機関と連携し妊娠から出産・育児と切れ目のない支援を行う。		新規採択		拡大
					現状維持		計画通り
					見直して継続		削減
					拡充		
					改善		
					縮小		
				統合			
				休止・廃止			
				不採択			

## 【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----



実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	予防接種事業（四種混合予防接種等）		事業の概要	乳幼児期に感染すると重篤な状態に至る感染症の流行を予防するため、予防接種法改正により、H24.11.1から三種混合ワクチン（破傷風・ジフテリア・百日咳）に不活化ポリオワクチンが加わり、四種混合ワクチンの定期予防接種が開始となった。 ・市が委託した医療機関（市内・県内）において個別接種で実施。 ・生後2か月頃に定期予防接種（2歳頃までに接種するもの）の案内を行い、生後3か月から90か月に至るまでの乳幼児に合計4回接種	目標指標名	予防接種率（%）	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	100%（接種者数/対象者×100）※4回の平均	
基本施策	1 健康・医療の充実				数値目標以外		
個別施策	1 健康づくりの推進				目標値算出の考え方	感染後の重篤な状態や地域の感染拡大を予防するためには、接種対象者全員が接種することが望ましいため。	
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課	性質別	義務的事業	根拠法令等	予防接種法	
区分	継続	事業期間	平成	24年	～	年	

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画					
							令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業内容及び現状/事業計画	四種混合ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行った。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨 ・市内・県内医療機関において個別接種 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。 1回目：接種率97.5% 2回目：接種率：100.5% 3回目：接種率96.1% 追加接種：接種率：117.2%			四種混合ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨 ・市内・県内医療機関において個別接種 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。			四種混合ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨 ・市内・県内医療機関において個別接種 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。		四種混合ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨 ・市内・県内医療機関において個別接種 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。		四種混合ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨 ・市内・県内医療機関において個別接種 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。	
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%		100%			
事業の優先度							A+					
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	8,850千円	県補	0千円	7,346千円	県補	0千円	8,959千円	県補	0千円	8,959千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	8,850千円		一財	7,346千円		一財	8,959千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	103%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		罹患した場合の重症化や地域での感染拡大予防のため、あらゆる機会（妊娠届出時、新生児・2か月児訪問、4か月健診・育児相談等）を通じて予防接種の重要性及び有効性について説明を行う。また接種状況・スケジュールの確認を行い、接種率の向上を図る。			事業の方向性		財源について		備考
	A+					新規採択		拡大		
	他の予防接種との同時接種を希望する保護者が大半のため、いずれの接種率においても100%を超え、接種率の向上が図れている。そのため重症化や感染予防につながっている。課題として、予防接種の重症性及び有効性について、あらゆる機会を通じて保護者へ説明を行い、接種勧奨を行って行く。また接種が進んでいない対象者においては、継続して相談・支援を行って行く。					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
	統合									
		休止・廃止								
		不採択								

事業の優先度・総合評価

事業名： 予防接種事業（四種混合予防接種等）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	母子健康診査事業		事業の概要	弱視（視力が未発達の状態）を早期発見し治療につなげるため、3歳児健診において、家庭での視力検査やアンケートと合わせて屈折検査機器を使用しスクリーニングを行う。 ・対象者：3歳児健診受診者全員 ・屈折検査機器を使用し眼疾患の疑いがないかスクリーニングを行う ・眼疾患の疑いがある児については、内科診察医と相談し眼科受診勧奨を行う ・スクリーニング可能な疾患：近視・遠視・乱視・不同視・斜視・瞳孔不同等	目標指標名	精密検査受診率(%)	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	100%（精密検査受診者数/精密検査対象者×100）	
基本施策	1 健康・医療の充実				数値目標以外		
個別施策	1 健康づくりの推進				目標値算出の考え方	眼疾患の早期発見・早期治療のためには、視力検査において精密検査が必要とされる児全員が、早期に精密検査を受診する必要があるため。	
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課	性質別	任意の事業	根拠法令等	母子保健法	
区分	継続	事業期間	令和 4 年 ～ 年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画					
							令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業内容及び現状/事業計画	視力検査のスクリーニングは健診従事者の経験によるものが大きかったため、検査機器の導入により、客観的（検査値等）にスクリーニングを行えるため、検査機器の導入について検討を行った。 ・全国の状況：屈折検査機器導入率は28.4%と低い。 ・R4年度予算計画時、国庫補助（1/2）のため、検査機器の予算を計上する。			弱視（視力が未発達の状態）を早期発見し治療につなげるため、3歳児健診において、屈折検査機器を使用しスクリーニングを行う。（家庭での視力検査やアンケートと合わせて実施） ・対象者：3歳児健診受診者全員。 ・屈折検査機器を使用し眼疾患の疑いの有無をスクリーニングする。 ・眼疾患の疑いがある児については、内科診察医と相談し眼科受診勧奨を行う。 ・眼科受診が必要な児（精密検査対象）については、受診の有無を確認し未受診者については受診勧奨を行う。 ・スクリーニング可能な疾患：近視・遠視・乱視・不同視・斜視・瞳孔不同等。			弱視（視力が未発達の状態）を早期発見し治療につなげるため、3歳児健診において、屈折検査機器を使用しスクリーニングを行う。（家庭での視力検査やアンケートと合わせて実施） ・対象者：3歳児健診受診者全員。 ・屈折検査機器を使用し眼疾患の疑いの有無をスクリーニングする。 ・眼疾患の疑いがある児については、内科診察医と相談し眼科受診勧奨を行う。 ・眼科受診が必要な児（精密検査対象）については、受診の有無を確認し未受診者については受診勧奨を行う。 ・スクリーニング可能な疾患：近視・遠視・乱視・不同視・斜視・瞳孔不同等。		弱視（視力が未発達の状態）を早期発見し治療につなげるため、3歳児健診において、屈折検査機器を使用しスクリーニングを行う。（家庭での視力検査やアンケートと合わせて実施） ・対象者：3歳児健診受診者全員。 ・屈折検査機器を使用し眼疾患の疑いの有無をスクリーニングする。 ・眼疾患の疑いがある児については、内科診察医と相談し眼科受診勧奨を行う。 ・眼科受診が必要な児（精密検査対象）については、受診の有無を確認し未受診者については受診勧奨を行う。 ・スクリーニング可能な疾患：近視・遠視・乱視・不同視・斜視・瞳孔不同等。		弱視（視力が未発達の状態）を早期発見し治療につなげるため、3歳児健診において、屈折検査機器を使用しスクリーニングを行う。（家庭での視力検査やアンケートと合わせて実施） ・対象者：3歳児健診受診者全員。 ・屈折検査機器を使用し眼疾患の疑いの有無をスクリーニングする。 ・眼疾患の疑いがある児については、内科診察医と相談し眼科受診勧奨を行う。 ・眼科受診が必要な児（精密検査対象）については、受診の有無を確認し未受診者については受診勧奨を行う。 ・スクリーニング可能な疾患：近視・遠視・乱視・不同視・斜視・瞳孔不同等。	
指標の年度ごと目標値等				100%			100%		100%		100%	
事業の優先度							A+					
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	624千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	0千円	県補	0千円	1,248千円	県補	0千円	0千円	県補	0千円	220千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	0千円		一財	624千円		一財	0千円		一財	220千円

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	0%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	-	屈折検査機器導入について健診案内時に保護者の協力について周知する。また、検査により眼疾患の疑いがある児・保護者へ受診勧奨し、未受診者へは再受診勧奨を行い精密検査を受けるよう支援する。			事業の方向性	財源について		備考		
	視力検査機器導入の必要性やメリットの説明を行い予算要望し、R4年度予算措置された。課題として、3歳児健診受診者全員が視力検査を実施できるよう保護者の協力について周知が必要。					新規採択	拡大				
						現状維持	○	計画通り		○	
						見直して継続	削減				
							拡充				
							改善				
							縮小				
						統合					
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	健康ポイント事業			事業の概要	健康増進法の実施主体が市町村と位置付けられており、連携して実施している事業です。40歳以上の市民を対象に、5年間の参加期間を設けて、参加登録をした市民に対し、タニタの活動量計の携帯により、身体の活動量を数値化し可視化することで健康づくりの目的意識を持ち、健康づくりに取り組む市民を増やします。特定健康診査受診ポイント、がん検診受診ポイント、ウォーキングポイントなどインセンティブを付与し、健（検）診受診のきっかけや受診率向上、運動習慣の定着を図ります。	目標指標名	事業参加者の継続者の増加		
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり					数値目標	80%		
基本施策	1 健康・医療の充実					数値目標以外			
個別施策	1 健康づくりの推進					目標値算出の考え方	継続参加者/参加者数×100		
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課		性質別	任意の事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 28 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	健康ポイント事業の参加者に対し、健（検）診受診ポイント、ウォーキングポイントなど、健康づくり活動にインセンティブを付与し活動を支援しました。また、参加者の新規募集を行いました。R3年度総参加者数：696人 ○内訳 継続参加者：615人 R3新規参加者：81人 性別 男性：247人、女性：449人			新規募集人数を100人に設定して参加者募集を行います。市民が事業に参加することにより、健診・検診を受診し、ウォーキング等の運動習慣を定着させることで、生活習慣病の予防へとつなげます。将来的には重症化予防・介護予防・医療費削減へつながる事業として実施します。			新規募集人数を50人に設定して参加者募集を行います。市民が事業に参加することにより、健診・検診を受診し、ウォーキング等の運動習慣を定着させることで、生活習慣病の予防へとつなげます。将来的には重症化予防・介護予防・医療費削減へつながる事業として実施します。			新規募集人数を50人に設定して参加者募集を行います。市民が事業に参加することにより、健診・検診を受診し、ウォーキング等の運動習慣を定着させることで、生活習慣病の予防へとつなげます。将来的には重症化予防・介護予防・医療費削減へつながる事業として実施します。			新規募集人数を50人に設定して参加者募集を行います。市民が事業に参加することにより、健診・検診を受診し、ウォーキング等の運動習慣を定着させることで、生活習慣病の予防へとつなげます。将来的には重症化予防・介護予防・医療費削減へつながる事業として実施します。		
指標の年度ごと目標値等	80%			80%			80%			80%			80%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	10,540千円	県補		10,538千円	県補		9,906千円	県補		9,347千円	県補		9,347千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入	138千円		他収入	238千円		他収入	156千円		他収入	156千円			
一財	10,402千円	一財	10,300千円	一財	9,668千円	一財	9,191千円	一財	9,191千円						

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	88%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	課題の改善に向けて事業内容、インセンティブ等の内容を検討します。			事業の方向性	財源について		備考
	市民の健やかな生活の維持・増進を図るために実施しました。参加上限が5年間の事業で、健診・検診の受診や運動習慣の定着を図りました。令和3年度は新規募集100人に対し参加者は81人でした。参加者は男性が少なく、女性の方が健康意識が高いことがわかりました。年齢別では40歳・50歳代の参加が少なく、60歳代以上の参加者が85.1%となっています。健康診査・がん検診については55.6%が受診したと答えています。課題は40歳代・50歳代の参加者の増加と、参加者の健（検）診の受診率の向上です。	新規採択					拡大		
		現状維持				○	計画通り	○	
		見直して継続					削減		
		拡充					/		
		改善							
	縮小								
	統合								
休止・廃止									
不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	未熟児養育医療事業		事業の概要	身体の発育が未熟なままに生まれ指定医療機関において入院治療を受ける場合に、保護者の経済的負担の軽減を目的に、治療に要する医療費を公費負担する。 ・対象：出生時体重が2,000g以下、一般状態（体温・呼吸等）で所見が見られ、医師が入院養育が必要と認める児 ・指定医療機関（茨城県立こども病院等）において入院 ・医療費：世帯の所得税額に応じて一部自己負担分はマル福使用で負担は無くなる。	目標指標名	利用率（％）	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	100%（受給者数/対象者×100）	
基本施策	1 健康・医療の充実				数値目標以外		
個別施策	1 健康づくりの推進				目標値算出の考え方	経済的負担の軽減のため、対象者全てが利用（受給）できることが望ましいため。	
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課	性質別	義務的事業	根拠法令等	母子保健法	
区分	継続	事業期間	平成 25 年 ～ 年				

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画											
					令和5年度			令和6年度			令和7年度					
	未熟児として出生した児1名が指定医療機関において入院治療を行った。（入院日数：14日間）入院費用については公費負担し、保護者の経済的負担の軽減を行った。 退院後は、早期に助産師・保健師で家庭訪問を行い母子の健康管理、育児に関する相談・支援を継続して行った。			未熟児として出生した児が指定医療機関において入院治療を行う。入院費用については公費負担とし、保護者の経済的負担の軽減を図る。 また退院後は、早期に助産師・保健師で家庭訪問を行い母子の健康管理、育児に関する相談・支援を継続して行う。		未熟児として出生した児が指定医療機関において入院治療を行う。入院費用については公費負担とし、保護者の経済的負担の軽減を図る。 また退院後は、早期に助産師・保健師で家庭訪問を行い母子の健康管理、育児に関する相談・支援を継続して行う。			未熟児として出生した児が指定医療機関において入院治療を行う。入院費用については公費負担とし、保護者の経済的負担の軽減を図る。 また退院後は、早期に助産師・保健師で家庭訪問を行い母子の健康管理、育児に関する相談・支援を継続して行う。			未熟児として出生した児が指定医療機関において入院治療を行う。入院費用については公費負担とし、保護者の経済的負担の軽減を図る。 また退院後は、早期に助産師・保健師で家庭訪問を行い母子の健康管理、育児に関する相談・支援を継続して行う。				
指標の年度ごと目標値等	100%		100%		100%			100%								
事業の優先度					A+											
事業費	決算額	国補	448千円		予算額	国補	850千円		予算額	国補	621千円		予算額	国補	621千円	
	548千円	県補	22千円		1,712千円	県補	425千円		1,379千円	県補	310千円		1,379千円	県補	310千円	
		市債	0千円			市債	0千円			市債	0千円			市債	0千円	
		他収入	78千円			他収入	0千円			他収入	126千円			他収入	126千円	
		一財				一財	437千円			一財	322千円			一財	322千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	100%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	今後も申請等で出生から早期に保護者へ関わりを持ち、助産師や保健師が切れ目なく相談・支援を行っていく。			事業の方向性	財源について		備考
	新規採択					拡大			
	現状維持	○				計画通り	○		
	見直して継続					削減			
	拡充					/			
	改善								
	縮小								
	統合								
休止・廃止									
不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----



実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	水痘予防接種事業		事業の概要	感染力が強く、一般的には軽症で済むが重症化することがあるため、予防接種により流行を予防する。予防種法改正により、H26.10.1から定期予防接種が開始となった。 ・市が委託した医療機関（市内・県内）において個別接種で実施。 ・生後2か月頃に定期予防接種（2歳頃までに接種するもの）の案内を行い、生後12月から36月に至るまでに2回接種する。	目標指標名	予防接種率(%)	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	100%（接種者数/対象者×100）※1・2回目の平均	
基本施策	1 健康・医療の充実				数値目標以外		
個別施策	1 健康づくりの推進				目標値算出の考え方	感染後の重篤な状態や地域の感染拡大を予防するためには、接種対象者全員が接種することが望ましいため。	
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課	性質別	義務的事业	根拠法令等	予防接種法	
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～ 年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	水痘ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行った。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明。 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨。 ・市内・県内医療機関において個別接種。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。 1回目：接種率96.8% 2回目：接種率107.4%			水痘ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明。 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨。 ・市内・県内医療機関において個別接種。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。			水痘ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明。 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨。 ・市内・県内医療機関において個別接種。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。			水痘ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明。 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨。 ・市内・県内医療機関において個別接種。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。			水痘ワクチンの予防接種を実施することにより、罹患した場合の重症化及び地域での感染拡大を予防するため、予防接種の接種勧奨を行う。 ・妊娠届出時に予防接種についてのパンフレット配布・説明。 ・生後2か月頃対象者へ個別通知で接種勧奨。 ・市内・県内医療機関において個別接種。 ・市乳幼児健診において接種状況を確認し、未接種の場合は接種スケジュールについて相談・支援を実施。		
指標の年度ごと目標値等	100.00%			100%			100%			100%			100%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	3,667千円	県補	0千円	2,576千円	県補	0千円	3,703千円	県補	0千円	3,703千円	県補	0千円	3,703千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	3,667千円		一財	2,576千円		一財	3,703千円		一財	3,703千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	102.10%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	罹患した場合の重症化や地域での感染拡大予防のため、あらゆる機会（妊娠届出時、新生児・2か月児訪問、4か月健診・育児相談等）を通じて予防接種の重要性及び有効性について説明を行う。また接種状況・スケジュールの確認を行い、接種率の向上を図る。			事業の方向性	財源について		備考		
	接種率は100%を超え、重症化や感染予防につながっている。課題として、予防接種の重症性及び有効性について、あらゆる機会を通じて保護者へ説明を行い、接種勧奨を行っていく。また接種が進んでいない対象者においては、継続して相談・支援を行っていく。					新規採択	拡大				
						現状維持	計画通り	○			
						見直して継続	削減				
							拡充				
							改善				
							縮小				
						統合					
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	おたふくかぜ予防接種事業			事業の概要	おたふくかぜは3歳から6歳に罹患するが、ワクチン接種をすることで軽症で済むことが多い。ワクチン接種は1歳代が望ましいため、接種費用の一部を助成することにより、地域での流行を予防する。 国においてはおたふくかぜワクチン接種の定期予防接種化について検討中。 ・対象者：生後12月～24月未満 ・市が委託した市内医療機関で接種 ・1回4,000円助成 ※おたふくかぜの既往歴がある児は接種対象外 2回目（6歳代）は自費で接種	目標指標名	予防接種率(%)		
基本目標	II 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり					数値目標	100%（接種者数/対象者×100）		
基本施策	1 健康・医療の充実					数値目標以外			
個別施策	1 健康づくりの推進					目標値算出の考え方	感染後の重篤な状態や地域の感染拡大を予防するためには、接種対象者全員が接種することが望ましいため。		
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課		性質別	任意の事業	根拠法令等	予防接種法		
区分	継続	事業期間	令和 3 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	R3年度から接種費用の一部助成開始。 ・対象者：生後12月～24月未満。 ・生後2か月頃に接種についての案内、接種勧奨を行った ・市が委託した市内医療機関で接種 ・1回4,000円助成 ※おたふくかぜの既往歴がある児は接種対象外 ※2回目（6歳代）は自費で接種 1回目：接種率75.0%			接種費用の一部助成開始。 ・対象者：生後12月～24月未満 ・生後2か月頃に接種についての案内、接種勧奨を行う。 ・市が委託した市内医療機関で接種 ・1回4,000円助成 ※おたふくかぜの既往歴がある児は接種対象外 ※2回目（6歳代）は自費で接種			接種費用の一部助成開始。 ・対象者：生後12月～24月未満 ・生後2か月頃に接種についての案内、接種勧奨を行う。 ・市が委託した市内医療機関で接種 ・1回4,000円助成 ※おたふくかぜの既往歴がある児は接種対象外 ※2回目（6歳代）は自費で接種			接種費用の一部助成開始。 ・対象者：生後12月～24月未満 ・生後2か月頃に接種についての案内、接種勧奨を行う。 ・市が委託した市内医療機関で接種 ・1回4,000円助成 ※おたふくかぜの既往歴がある児は接種対象外 ※2回目（6歳代）は自費で接種			接種費用の一部助成開始。 ・対象者：生後12月～24月未満 ・生後2か月頃に接種についての案内、接種勧奨を行う。 ・市が委託した市内医療機関で接種 ・1回4,000円助成 ※おたふくかぜの既往歴がある児は接種対象外 ※2回目（6歳代）は自費で接種		
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%			100%			100%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	600千円	県補	0千円	800千円	県補	0千円	600千円	県補	0千円	600千円	県補	0千円	600千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	600千円		一財	800千円		一財	600千円		一財	600千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	75.00%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		ワクチン接種をすることで、罹患した場合の重症化や地域での感染拡大予防等、接種の重要性や有効性を周知する。あらゆる機会（妊娠届出時、新生児・2か月児訪問、4か月健診・育児相談等）を通じて保護者へ説明、接種状況・スケジュールの確認を行い、接種率の向上を図る。			事業の方向性		財源について		備考
	A+					新規採択		拡大		
	R3年度から接種費用の一部を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図った。助成を行うことで接種につながり、地域での感染予防が図れた。課題としては、任意ではあるが個人通知や乳幼児健診や家庭訪問等で接種勧奨を行い、接種率の向上につなげる。					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
	縮小									
						統合				
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	成人用肺炎球菌予防接種事業			事業の概要	成人肺炎の25～40%を占め、高齢者が重症化しやすい肺炎球菌性肺炎を予防するため、肺炎球菌ワクチン予防接種を行う。 ・年度で①65歳②70・75・80・85・90・95・100歳③60～64歳のハイリスク者（心臓・腎臓・呼吸器の疾患等） ・市が委託した市内・県内の医療機関において個別接種 ・助成（2,000円）は生涯で1回 ※②の対象者においては国の事業期間はR5年度末までで終了予定。	目標指標名	予防接種率(%)		
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり					数値目標	30%		
基本施策	1 健康・医療の充実					数値目標以外			
個別施策	1 健康づくりの推進					目標値算出の考え方	感染後の重篤な状態や地域の感染拡大を予防するためには、接種対象者全員が接種することが望ましいため。		
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課		性質別	義務的事業	根拠法令等	予防接種法		
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	高齢者が罹患すると重症化しやすい肺炎球菌ワクチンの予防接種を、希望する対象者へ接種を行った。 ・市が委託した市内・県内外の医療機関において個別接種 ・対象者2,484名うち195名が接種 接種率7.9% ・助成金額は1回2,000円（助成は1回）			高齢者が罹患すると重症化しやすい肺炎球菌ワクチンの予防接種を、希望する対象者へ接種を行う。 ・市が委託した市内・県内外の医療機関において個別接種 ・助成金額は1回2,000円（助成は1回）			高齢者が罹患すると重症化しやすい肺炎球菌ワクチンの予防接種を、希望する対象者へ接種を行う。 ・市が委託した市内・県内外の医療機関において個別接種 ・助成金額は1回2,000円（助成は1回） ※R5年度末で国の事業期間終了予定 ※R6年度からは、年度で65歳になる者（約700人）、60～64歳のハイリスク者で助成を受けていない未接種の者が、対象者となる予定。			高齢者が罹患すると重症化しやすい肺炎球菌ワクチンの予防接種を、希望する対象者へ接種を行う。 ・対象者は年度で65歳になる者（約700人）、または60～64歳ハイリスク者で助成を受けていない未接種者 ・市が委託した市内・県内外の医療機関において個別接種 ・助成金額は1回2,000円（助成は1回）			高齢者が罹患すると重症化しやすい肺炎球菌ワクチンの予防接種を、希望する対象者へ接種を行う。 ・対象者は年度で65歳になる者（約700人）、または60～64歳ハイリスク者で助成を受けていない未接種者 ・市が委託した市内・県内外の医療機関において個別接種 ・助成金額は1回2,000円（助成は1回）		
指標の年度ごと目標値等	30%			30%			30%			100%			100%		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	400千円	県補	0千円	800千円	県補	0千円	600千円	県補	0千円	600千円	県補	0千円	600千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	400千円		一財	800千円		一財	600千円		一財	600千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	7.90%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		広報折込等により周知し希望する対象者が接種できるよう対応する。			事業の方向性		財源について		備考
	A+					新規採択	拡大			
	肺炎球菌ワクチンの予防接種を、希望する対象者へ接種を行い、個人の感染後の重症化予防を図れた。 課題として、接種対象者が年々少なくなっているが、広報折込等により周知し希望する対象者が接種できるよう対応する。					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
	統合									
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	不育症治療助成事業		事業の概要	不育症は原因不明な場合が多く、治療を継続する中で精神的にも経済的にも負担が大きい。そのため経済的な負担の軽減を図り、治療を継続して受けやすくするため治療費の一部助成を行う。 ・対象者：①から③全ての要件に該当する者 ①法律上の婚姻をしている夫婦②夫婦のどちらかが市内に1年以上住所を有している③2回以上の流産等により医師に不育症治療が必要と診断されている者 ・不育症に関する保険適用外検査及び治療が該当、1年度50,000円を上限に助成する。			目標指標名	利用率（％）	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり			数値目標	100%（利用者数/対象者数×100）			目標指標以外	経済的負担の軽減のため、対象者全てが利用（受給）できることが望ましいため。
基本施策	1 健康・医療の充実			数値目標以外				目標値算出の考え方	
個別施策	1 健康づくりの推進			性質別	任意的事業	根拠法令等	母子保健法		
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課	区分	継続	事業期間	令和 元 年 ～ 年			

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
申請者なし	申請者なし			経済的な負担の軽減を図り、治療を継続して受けやすくするため治療費の一部助成を行う。			経済的な負担の軽減を図り、治療を継続して受けやすくするため治療費の一部助成を行う。			経済的な負担の軽減を図り、治療を継続して受けやすくするため治療費の一部助成を行う。			経済的な負担の軽減を図り、治療を継続して受けやすくするため治療費の一部助成を行う。		
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%			100%					
事業の優先度							B								
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	0千円	県補	0千円	100千円	県補	0千円	50千円	県補	0千円	50千円	県補	0千円	50千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	0千円		一財	100千円		一財	50千円		一財	50千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	0%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	B	助成について周知を行う。 ・市ホームページへ掲載（継続） ・医療機関へ周知			事業の方向性	財源について		備考	
	事業実績なし。 周知方法の検討必要。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	B
------	---

令和5年度の事業の優先度	B
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)



実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	不妊治療費助成事業			事業の概要	晩婚・晩産化や生活習慣等の変化等に伴い不妊に悩む夫婦が増加傾向にある。不妊治療においては治療費が高額であり全額自己負担となるため経済的な負担が大きい。そのため少子化対策の一環として治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。 対象：夫婦どちらかが市内に1年以上住所を有し、治療を受けた者（男性も可、女性は43歳未満の者） 助成対象の治療：体外受精・顕微受精であり、茨城県不妊治療費補助金受給者	目標指標名	利用率（％）
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり					数値目標	100%（北茨城市利用者数/茨城県利用者×100）
基本施策	1 健康・医療の充実					数値目標以外	
個別施策	1 健康づくりの推進					目標値算出の考え方	経済的負担の軽減のため、対象者全てが利用（受給）できることが望ましいため。
担当課	市民福祉部	健康づくり支援課		性質別	義務的事業	根拠法令等	母子保健法
区分	令和3年度終了	事業期間	平成 25 年 ～	年			

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	治療費助成申請者延29名に対して不妊治療費の一部助成（50,000円を上限）を行い、対象者の経済的負担の軽減を図った。 ・申請者の10名が妊娠に至っている。 ・R3年度から世帯の所得制限がなくなったため申請者はR2年度の2倍増加した。 ・男性不妊治療の申請はなし。			治療費助成申請者に対して不妊治療費の一部助成（50,000円を上限）を行い、対象者の経済的負担の軽減を図る。 R4年度から治療費が保険適用となるため、R4年度で事業終了予定。 R4年度申請者（R3年度末から治療を受け、申請が4月以降となった者）は少数となる予定。			治療費助成申請者に対して不妊治療費の一部助成（100,000円を上限）を行い、対象者の経済的負担の軽減を図る。			治療費助成申請者に対して不妊治療費の一部助成（100,000円を上限）を行い、対象者の経済的負担の軽減を図る。			治療費助成申請者に対して不妊治療費の一部助成（100,000円を上限）を行い、対象者の経済的負担の軽減を図る。		
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%			100%			100%		
事業の優先度															
事業費	決算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円	予算額	国補	0千円
	1,428千円	県補	0千円	1,000千円	県補	0千円	1,000千円	県補	0千円	1,000千円	県補	0千円	1,000千円	県補	0千円
		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円		市債	0千円			
		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円		他収入	0千円			
		一財	1,428千円		一財	1,000千円		一財	1,000千円		一財	1,000千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	100%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	不妊に悩む夫婦への助成を行う。また相談等において、適切な情報提供と相談・支援を行う。			事業の方向性	財源について		備考		
	治療費助成申請者延29名に対して不妊治療費の一部助成（50,000円を上限）を行い、対象者の経済的負担の軽減を図れ、申請者の10名が妊娠に至り、少子化対策の一助となっている。申請者の増加については、R3年度から世帯の所得制限がなくなったためと考えられる。今後の課題としては、県・市からの助成はなくなるが、不妊に悩む夫婦の相談等において、適切な情報提供と相談・支援を行う。					新規採択	拡大				
						現状維持	○	計画通り		○	
						見直して継続		削減			
						拡充	/				
						改善					
						縮小					
						統合					
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----